て準用する場合を含む。」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第二十六条において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章　［略］

第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節　クレジットカード番号等の適切な管理

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第百三十二条　法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故（以下「漏えい等の事故」という。）の発生を防止するため必要かつ適切な措置を講ずること。

二　クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行うこと。

［削る］

［削る］

三　クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。

四　クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。

五　クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。

［削る］

十六条第一項及び第十八条第一項並びに第二十二条第一項」と、同項第二十一号中「法第十八条の三第一項及び第二十二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の三第一項及び第二十二条第二項」と、同条第五項中「法第二十条の二第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第二項」と、第二十四条中「法第二十条の四第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の四第二項」と、第二十五条中「法第二十四条（法第二十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第二十六条において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章　［略］

第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等

［新設］

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第百三十二条　法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等の適切な管理について従業者の権限及び責任を明確に定め、当該管理に関する規程類を整備し、当該規程類に従つて当該クレジットカード番号等の適切な管理を行うこと。

二　従業者に対し、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な教育及び訓練を行うとともに、従業者にクレジットカード番号等を取り扱わせるに当たつては、当該クレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　クレジットカード番号等を記録した書類を保管する施設又は設備、クレジットカード番号等の処理に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所その他のクレジットカード番号等を取り扱う施設への不正なアクセスを予防するための措置を講ずること。

四　クレジットカード番号等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によつて作動させられることを防止するための措置を講ずるとともに、当該電子計算機及び当該端末装置の動作を記録すること。

五　クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者又はクレジットカード番号等保有業者においてクレジットカード番号等の漏えい、滅失、き損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故（以下この項及び次条において「漏えい等の事故」という。）が発生したときは、利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。

六　クレジットカード等購入あつせん業者において漏えい等の事故が発生したときは、当該クレジットカード等購入あつせん業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。

［新設］

2　前項第一号から第四号まで及び第六号の規定は、法第三十五条の十六第三項の経済産業省令で定める基準について準用する。この場合において、前項第六号中「クレジットカード等購入あつせん業者」とあるのは、「立替払取次業者」と読み替えるものとする。